



解説

IAS第24号 関連当事者についての 開示（2009年改訂）

元国際会計基準審議会（IASB）実務研究員
公認会計士 おおき まさし
大木 正志

1 はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2009年11月にIAS第24号「関連当事者についての開示」（以下「新基準」という。）を公表した。この結果、既存のIAS第24号（2003年改訂）（以下「旧基準」という。）は廃止された。主な改訂内容は、政府関連企業の関連当事者取引開示規定の緩和と関連当事者の定義の変更である。新基準は、2011年1月1日開始会計年度より遡及的に適用される。早期適用も認められている。

本稿では、新基準の公表背景と主な改訂内容を解説する。

筆者は、最近までIASBの研究員（テクニカルスタッフ）として、解釈プロジェクト及び基準改訂プロジェクトに従事していた。文中の意見にわたる部分は筆者の見解であることをあらかじめお断りしておく。

2 背景

旧基準では、同一の国の支配下にある企業間の取引は関連当事者取引に該当する。経済新興国（特に、中

国やロシア）のように、国家による支配が強い国々においては、国の支配下にある企業間の取引量が膨大であることを主な理由として、国の支配下にある企業において、関連当事者取引開示要請に対する懸念が提起されていた。

また、最近の世界的な金融危機により、欧米の金融機関が国の管理下に置かれる事態が続いたことから、同様の懸念が新興国だけではなく先進国の企業にも広がった。

また、旧基準における関連当事者の定義についても懸念が提起されていた。開示の非対称性、例えば、企業Aは企業Bの関連当事者であるが、企業Bは企業Aの関連当事者でない、というように複雑さが問題とされていた。

IASBは、この懸念に対処するために、2007年2月と2008年12月にIAS第24号の改訂に関する公開草案を公表した。

3 政府関連企業の開示免除

新基準によって、政府関連企業は、

- ・ 当該企業を支配又は共同支配（以下、支配と記載した場合には共同支配を含む）又は重要な影響

を与えている政府との関連当事者取引について、開示を免除される。

- ・ 同じ政府の支配下にある他の企業との関連当事者取引についても、開示を免除される。

ここに政府関連企業とは、政府によって支配される、若しくは重要な影響を与えられている企業をいう。

しかしながら、政府関連企業は、政府との取引に関する開示を全くしなくてよくなったわけではないことに注意が必要である。重要な取引については、金額も含めて開示が必要である。すなわち、政府関連企業は、次の情報を開示しなければならない。

- ・ 政府の名称
- ・ 報告企業と政府との間の関係の内容（すなわち、支配、共同支配又は重要な影響）
- ・ 政府若しくは同一政府支配下にある関連企業との間の取引のうち、個々に又は全体として重要な取引の内容とその金額
- ・ 重要性のある取引の質的又は量的な指標

4 関連当事者の定義の改訂

新基準では、関連当事者の定義の

改訂の結果、関連当事者関係が対称的になった。プリンシプルは、企業Aが企業Bの財務諸表において関連

当事者であれば、企業Bは企業Aの財務諸表においても関連当事者になるということである（下図を参考）。

業Aと企業Bはそれぞれ関連当事者となる。

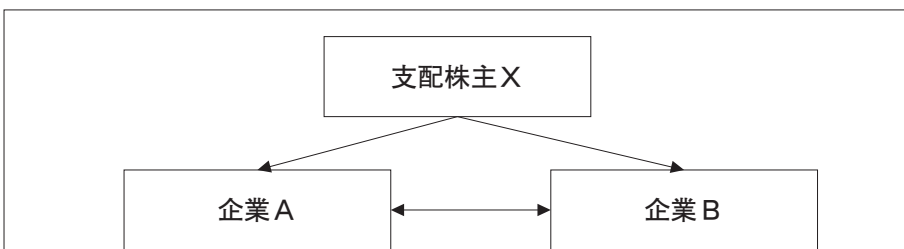
このように、関連当事者の定義の改訂の結果、新基準では、関連当事者関係が対称的になったため、開示が必要な関連当事者関係の把握は単純化されたといえる。しかしながら、旧基準では、自社の支配株主が支配権を確立していない企業（関連会社や経営幹部として従事している会社）との関連当事者取引については、開示を要請されていなかった。一方で、新基準では、そのような企業との取引についても取引の開示が要求されることになることから、追加の情報を正確に入手できる体制の整備が必要となる。

関連当事者取引の定義変更により、企業間の開示が不要になるケースもある。ある個人の重要な影響下にある企業と、次のような企業の関係である。

- その個人の近親者の重要な影響下にある企業
- その個人が経営幹部として従事している企業

※本記事と「解説 株主割当てで発行された新株予約権の分類 (Classification of Rights Issues) - IAS第32号「金融商品：表示」改訂」の2つの記事を併読した場合のみCPE指定記事の単位が付与されます。

教材コード J020550
 CPE 研修コード 210302
 履修単位 1単位



新基準におけるプリンシプル

支配株主Xの傘下に、企業Aと企業Bが存在している。企業Aが企業Bの財務諸表において関連当事者であれば、企業Bは企業Aの財務諸表においても関連当事者になる。

定義改訂に伴う、新たな関連当事者関係は、下記のとおりである。

- 子会社の個別財務諸表における、支配株主の関連会社。すなわち、同一企業の傘下にある子会社と関連会社は、各社の個別財務諸表上、それぞれ関連当事者となる。

先の図を使用して説明する。親会社Xの傘下に、子会社たる企業Aと、関連会社たる企業Bがあるとする。旧基準では、企業Bの個別財務諸表では、企業Aは関連当事者である。ところが、企業Aの個別財務諸表では、企業Bは関連当事者ではない。新基準では、各社の個別財務諸表上で、企業Aと企業Bはそれぞれ関連当事者となる。

- 報告企業を支配している重要な投資家が経営幹部の一員である他の企業と、報告企業との関係。すなわち、各社の個別財務諸表上、それぞれ関連当事者となる。

先の図を使用して説明する。投資家Xは、企業Aの経営幹部である。投資家Xは、企業Bを支配している。旧基準では、企業Aの個別財務諸表では、企業Bは関連当事者である。ところが、企業Bの個別財務諸表では、企業Aは関連

当事者でない。新基準では、各社の個別財務諸表上で、企業Aと企業Bはそれぞれ関連当事者となる。

- 同一の個人又は近親者の支配下にある2つの企業。各社の個別財務諸表上、それぞれ関連当事者となる。

先の図を使用して説明する。個人Xは、企業Aを支配している。個人Xの近親者は、企業Bを支配している。旧基準では、企業Aの個別財務諸表では、企業Bは関連当事者である。ところが、企業Bの個別財務諸表では、企業Aは関連当事者でない。新基準では、各社の個別財務諸表上で、企業Aと企業Bはそれぞれ関連当事者となる。

- 個人がある企業を支配しており、かつ、別の企業に重要な影響を与えている場合、各社の個別財務諸表上、それぞれ関連当事者となる。

先の図を使用して説明する。個人投資家Xは、企業Aを支配している。また、個人投資家Xは、企業Bに重要な影響を与えている。旧基準では、各社の個別財務諸表上で、企業Aと企業Bはそれぞれ関連当事者とならない。新基準では、各社の個別財務諸表上で、企